

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊予市長 武智 邦典

市町村名 (市町村コード)	伊予市 (38210)
地域名 (地域内農業集落名)	宮下 (北組・南組・新屋敷・音地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

7割超の農家が後継者不在で、約5割の農家が5年以内に管理できなくなる農地があると回答しているが、それを引き受ける担い手が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・柑橘を主要作物としつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みを構築する。
 ・水稻は認定農業者に集約化を進めつつ、地域外から希望する農業法人を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みを構築する。
 ・宮下農地と水・環境保全活動組織を中心に耕作放棄地の発生防止に努め、さらに中山間地域等直接支払交付金の対象になるような傾斜地については、その制度の活用を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	102.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	102.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

平野部の基盤整備されている農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の山間部にある農地は、鳥獣被害防止対策をしながら営農の継続を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の担い手農家の継続維持を図るとともに、他地域からの担い手の参入促進に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ヘリやドローンによる農薬散布により農作業の省力化を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣害被害を軽減させる。
- ③施設栽培において環境制御システムを導入し、収量の増加と品質の向上を図る。
- ③ヘリやドローンによる農薬散布により農作業の省力化を目指す。
- ⑤愛媛県のオリジナル品種の拡大により儲かる農業を推進する。